特別障害者手当・障害児福祉手当

**申請に必要な個人番号がわかるものおよび身元確認書類 のご案内**

* 申請の際には、１および２についてそれぞれ書類が必要となります。
* 代理の方が来所される場合は、本人（申請者）の身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳、マイナンバーカード等の原本の提示が必要です。

**１　個人番号（マイナンバー）がわかるもの**

**申請者（本人）、配偶者、扶養義務者の個人番号（マイナンバー）がわかるものをそれぞれ1点ご提示ください。**

マイナンバー確認書類（下記からいずれか１点）

・マイナンバーカード

・通知カード（記載事項と住民登録の内容が一致するものに限る。）

・個人番号が記載された住民票の写し

・個人番号が記載された住民票記載事項証明書

※個人番号通知書は、確認書類とはなりません。

**２　来所者（本人または代理人）の身元確認ができるもの**

**[ア]の中から１点、または、[イ]の中から２点ご提示ください。**

[ア]身元確認書類①（いずれか１点）

・マイナンバーカード　　　　　・精神障害者保健福祉手帳

・運転免許証　　　　　　　　　・パスポート

・身体障害者手帳　　　　　　　・特別永住者証明書

・愛の手帳、療育手帳　　　　　・在留カード

・官公署から発行された写真つき証明書 など

[イ]身元確認書類②　（①を提示できない場合、いずれか２点）

・健康保険証（資格確認書）　・介護保険の被保険者証

・国民年金手帳、年金証書　　・児童扶養手当証書

・特別児童扶養手当証書　　　・官公署が交付した証 など

※健康保険証に係る「資格情報のお知らせ」は、確認書類とはなりません。